

○学校法人阪南大学セクシュアル・ハラスメント等防止規程

平成 16 年 4 月 1 日

制 定

最近改正 平成 30 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本学園におけるセクシュアル・ハラスメント等を未然に防止し、学生・生徒（以下「学生等」という。）、教育職員及び事務職員（以下「職員」という。）が、勉学、教育・研究及び業務等を快適な環境で遂行できることを保障するため、定めるものとする。

(セクシュアル・ハラスメント等の定義)

第 2 条 この規程でセクシュアル・ハラスメント等とは、相手方の意に反する性的言動等によって行われる嫌がらせ（いわゆるセクシュアル・ハラスメント）、あるいは地位や権威を利用して行われる嫌がらせ（いわゆるアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント）、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等からの嫌がらせなどによって人権を侵害し、就学上あるいは業務遂行上一定の不利益を与えたり、就学及び就業環境を悪化させることをいう。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第 3 条 セクシュアル・ハラスメント等は、学生等の就学意欲や同じ職場に働く職員の働く意欲を阻害し、学園の秩序を乱し、学内の環境を悪化させ、重大な人権侵害を引き起こす危険があることと認識し、職員及び学生等はいかなる形でもセクシュアル・ハラスメント等に該当するか、該当すると疑われるような行為を行ってはならない。

(監督者の責務)

第 4 条 学生等及び職員を監督する地位にある者は、セクシュアル・ハラスメント等に関する方針の周知・啓発、セクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合は迅速かつ適切に対処しなければならない。

(委員会)

第 5 条 セクシュアル・ハラスメント等防止のために、本学園内の各学校に委員会を置く。

2 前項の各委員会に関する規程は別に定める。

(措置)

第 6 条 理事長は、前条の委員会よりセクシュアル・ハラスメント等の救済、処分及び環境の改善のためにとるべき措置、その他の事案等対応策について報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずる。

(懲戒)

第 7 条 前条のうち職員の処分については、阪南大学就業規則第 50 条及び阪南大学高等学

校就業規則第 48 条に基づく懲戒の事由とし、理事長は以下各号に定める懲戒処分を行う。

- (1) 暴行若しくは脅迫を用い、又は職員と学生等の関係若しくは職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員は、懲戒解雇、降格・降任又は停職とする。
 - (2) 相手の意に反して、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙若しくは電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「性的な言動」という。）を行った職員は、降格・降任、停職又は減給とする。
 - (3) 前号のうち、性的な言動を繰り返し行うなど、常習性が認められる職員は、降格・降任又は停職とする。この場合において、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合、当該職員は、懲戒解雇、降格・降任又は停職とする。
- 2 処分に当たっては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断する。
 - 3 第 1 項に規定のないセクシュアル・ハラスメント等の行為についても懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては同項の処分を参考としつつ判断する。
 - 4 前条のうち学生等の処分については阪南大学学則第 38 条、阪南大学大学院学則第 44 条若しくは阪南大学高等学校学則第 28 条に基づき、学長又は校長が行う。

（相談員及び相談窓口）

第 8 条 第 3 条に該当する行為による被害を救済する為に相談員及び相談窓口を設置する。

- 2 相談員及び相談窓口については別に定める。
- 3 必要に応じて学外の相談機関等を相談窓口とすることができる。

（プライバシーの保護）

第 9 条 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行わない。

（規程の改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い平成 11 年 4 月 1 日制定のセクシュアル・ハラスメント等防止の為の阪南大学内規及びセクシュアル・ハラスメント等調査委員会に関する内規は廃止する。

附 則（平成 16 年 9 月 9 日）

この規程は、平成 16 年 9 月 9 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 16 日）

この規程は、平成 29 年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

○阪南大学セクシュアル・ハラスメント等防止委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日

制 定

最近改正 平成 29 年 1 月 31 日

(目的)

第1条 この規程は学校法人阪南大学セクシュアル・ハラスメント等防止規程第5条第2項に基づき阪南大学セクシュアル・ハラスメント等防止委員会（以下「防止委員会」という。）について定めることを目的とする。

(防止委員会の組織)

第2条 防止委員会は、次の者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学事務局長
- (4) 教育職員 2名
- (5) 事務職員 2名

2 委員長は学長とし、副委員長は学長が指名した副学長とする。

3 第1項第4号及び第5号の委員は学長が選任し、委嘱する。そのうち少なくとも2名は女性であることが望ましい。

(防止委員の任期)

第3条 前条第1項第1号、第2号及び第3号の委員の任期は、当該役職在任期間とする。

2 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 前条第1項第4号及び第5号の委員が任期満了前に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(防止委員会の任務)

第4条 防止委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) セクシュアル・ハラスメント等防止のための調査及び啓発を実施すること。
- (2) セクシュアル・ハラスメント等被害者の救済、問題解決、再発防止に関すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント等相談員等の統括、管理及び監督に関すること。
- (4) セクシュアル・ハラスメント等の公表に関すること。
- (5) セクシュアル・ハラスメント等について理事長からの諮問に答申を行うこと。
- (6) その他、セクシュアル・ハラスメント等防止策の制定及び実施に関すること。

(運営)

第5条 防止委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

3 防止委員会は、委員の過半数の出席を以て成立し、議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 防止委員会の下に、セクシュアル・ハラスメント等の事実関係調査のためセクシュアル・ハラスメン

ト等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。調査委員会については別に定める。

5 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

6 委員長は、必要に応じて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第18条に基づく調停の申請を行ったり、その他中立な第三者機関に紛争処理を委ねることを理事長に求めることができる

（遵守事項）

第6条 防止委員会は、その任務遂行に当たり次の事項を遵守しなければならない。

(1) セクシュアル・ハラスメント等の被害を受けた旨を申し立てた者（以下、「申立人」という。）やセクシュアル・ハラスメント等の行為者とされる者等のプライバシーなどの人権を侵害することのないよう慎重に対処する。

(2) 申立人に対する救済及び申立人やセクシュアル・ハラスメント等の行為者とされる者等への対応策が、セクシュアル・ハラスメント等の被害を拡大することのないよう厳重に注意する。

（事務）

第7条 防止委員会の事務は、学長室総務企画課が行う。

（その他）

第8条 この規程に定めるものの他、防止委員会に関し必要な事項については、学長が別に定める。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年4月1日任命の委員の任期は2年とする。

附 則（平成16年9月17日）

この規程は、平成16年9月17日から施行する。ただし、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年4月1日任命の委員の任期は2年とする。

附 則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月18日）

この規程は、平成20年7月18日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月31日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

○セクシュアル・ハラスメント等相談員等に関する規程

平成16年4月1日

制 定

最近改正 平成29年6月30日

(目的)

第1条 この規程は学校法人阪南大学セクシュアル・ハラスメント等防止規程第8条に基づき、阪南大学セクシュアル・ハラスメント等相談員（以下「相談員」という。）及び相談窓口について定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 相談員は、専任教職員のうち若干名を学長が選任し、委嘱する。

(相談員の任期)

第3条 前条の相談員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 前条の相談員が任期満了前に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(相談窓口)

第4条 保健室にセクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口を置く。

(相談員等の任務)

第5条 相談員及び相談窓口担当者の任務は、次のとおりとする。

- (1) セクシュアル・ハラスメント等の被害を受けた旨の相談があった場合に相談に応ずること。
- (2) その他阪南大学セクシュアル・ハラスメント等防止委員会（以下「防止委員会」という。）から依頼された業務を行うこと。

(相談員等の対応)

第6条 相談員及び相談窓口担当者はセクシュアル・ハラスメント等に係る相談者・行為者等のプライバシーを厳守し、適切、迅速な対応に努める。

- 2 相談員及び相談窓口担当者は、相談者からの直接面談の他、書簡やeメール又は電話等による相談も受け付け、相談しやすい対応に配慮する。
- 3 相談及び苦情の申し出は直接被害を受けている者だけでなく、代理の者が被害を受けている者に代わって申し出ることができる。
- 4 相談には原則として複数の相談員が同席する。ただし、相談者の希望がある場合にはこの限りではない。
- 5 相談員等は相談内容を防止委員会へ報告する。ただし、相談者が報告を希望しない場合はこの限りではない。

(遵守事項)

第7条 相談員及び相談窓口担当者は、その任務遂行に当たり、セクシュアル・ハラスメント等に係る相談者・行為者とされる者等のプライバシーなどの人権を侵害することのないよう慎重に対処する。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、相談員及び相談窓口に関する取り扱いに関し必要な事項については、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定にかかわらず、平成16年4月1日任命の相談員の任期は2年とする。

附 則 (平成16年9月17日)

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日)

この規程は、平成29年6月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

○セクシュアル・ハラスメント等調査委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日

制 定

最近改正 平成 29 年 6 月 16 日

(趣旨)

第1条 阪南大学セクシュアル・ハラスメント等防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、次の各号の一に該当する場合にセクシュアル・ハラスメント等の事実関係について調査を行うため、阪南大学セクシュアル・ハラスメント等防止委員会規程第5条第4項に基づき、セクシュアル・ハラスメント等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- (1) セクシュアル・ハラスメント等の被害を受けた旨の申し立てを行った者からセクシュアル・ハラスメント等の救済の要請があり、防止委員会で調査委員会の設置が必要と認めるとき。
- (2) 防止委員会が救済及び環境改善のための措置が必要と判断したとき。

(組織)

第2条 調査委員会委員は、一つの事案につき3名とし、防止委員会において選任する。

2 委員の選任にあたっては、委員会の客観性、中立性及び公平性を確保するため、次の事項に留意すること。

- (1) 当事者所属部署の関係者をできるだけ除外すること。
- (2) 当該事案に関して申立人から相談を受けたセクシュアル・ハラスメント等相談員は除外すること。
- (3) 1名から2名を女性とすること。

3 調査委員会に委員長を置く。委員長は防止委員会委員長が指名する。

4 委員長は、調査委員会を召集し、その議長となる。

5 調査委員会には必要に応じて、外部の専門家を委員として加えることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了したときまでとする。

(任務)

第4条 調査委員会の任務は、次に掲げる事項とし、関係者のプライバシーを秘守し、原則として申立てのあった日から起算して、3か月以内に調査結果をまとめなければならない。

- (1) 当事者及び関係者等からの事情聴取等セクシュアル・ハラスメント等に関する実態の調査
- (2) その他、当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項
- (3) 調査終了後の防止委員会への経過と結果の報告

(遵守事項)

第5条 委員は、その任務遂行に当たり当事者及び関係者等のプライバシーなどの人権を侵害することのないよう慎重に対処しなければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるものの他、調査委員会に関する取り扱いに関し必要な事項については、学長が別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は学長室総務企画課が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月1日)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月6日)

この規程は、平成27年3月6日から施行する。

附 則 (平成29年6月16日)

この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。